

東邦大学学術リポジトリ

Toho University Academic Repository

タイトル	編集室からのお知らせ
別タイトル	NEWS FROM THE EDITORIAL OFFICE OF IGAKUKAI
公開者	東邦大学医学会
発行日	2013.11
ISSN	00408670
掲載情報	東邦医学会雑誌. 60(6). p.346 351.
資料種別	その他
著者版フラグ	publisher
メタデータのURL	https://mylibrary.toho u.ac.jp/webopac/TD97321844

東邦大学医学会会則改正に伴う 会員区分および会費改正のお知らせ

平成 25 年 11 月 1 日付で東邦大学医学会会則内の会員区分および会費に関する事項の改正，および，新しく「会員及び会則等細則」が制定されたことにより，平成 26 年 4 月 1 日からの新会員区分および新会費額となります。会則改正箇所と「会員及び会費等細則」（全文）を掲載致しますのでご一読いただけますようお願い致します。なお，変更となる方には別途ご連絡致します。

1. 会員区分および会則に関する主な変更点

現行	改正後（平成 26 年 4 月 1 日から）
現行会員区分 （旧会則第 6 条など） 一般会員 A 会員 シニア・レジデント以上の者 B 会員 レジデント以下の者 郵送会員 雑誌郵送希望の者 名誉会員 賛助会員	新会員区分 （会員及び会則等細則第 2 条） 一般会員 A 会員 東邦大学に勤務する職位シニア・レジデント以上の者 B 会員 東邦大学に勤務する職位レジデント以下の者 C 会員 東邦大学に勤務していない者 名誉会員 賛助会員
現行年会費額 （会則・規程なし） 一般会員 A 会員 7,000 円 B 会員 6,000 円 郵送会員 7,500 円 名誉会員 会費免除 賛助会員 —	新年会費額 （会員及び会則等細則第 3 条） 一般会員 7,000 円。ただし，東邦大学に勤務する職位レジデント以下の者（B 会員）は 6,000 円とする。 名誉会員 会費免除 賛助会員 100,000 円

2. 東邦大学医学会会則 新旧対照表

（変更箇所のみ，全文は東邦医学会 HP でご確認ください <http://tms.med.toho-u.ac.jp/open-doc/rule2.html>）

改 正 前	改 正 後
東邦大学医学会会則 (省 略)	東邦大学医学会会則 (省 略)
(会員構成) 第 6 条 本学会は次の会員をもって構成する。 (1) 一般会員：会費を納入する者 (2) 名誉会員：本学会に対し特別な功労のある者で運営委員会の推薦による者（会費免除） (3) 賛助会員：本学会の趣旨に賛成する者で運営委員会の承認を得た者は賛助会員となることのできる（賛助会費納入） (入・退会) 第 7 条 本学会に入会を希望する者は，申込書に住所・氏名を明記し，会費を添えて本学会事務局に申し込むものとする。	(会員構成) 第 6 条 本学会は次の会員をもって構成する。 (1) 一般会員：会費を納入する者 (2) 名誉会員：本学会に対し特別な功労のある者で運営委員会の推薦による者（会費免除） (3) 賛助会員：本学会の趣旨に賛成する個人又は法人又は団体に運営委員会の承認を得て賛助会費を納入する者は賛助会員となることのできる (入会) 第 7 条 本学会に入会を希望する者は，申込書に住所・氏名を明記し，会費を添えて本学会事務局に申し込むものとする。

改 正 前	改 正 後
<p>第8条 本学会を退会しようとする者は、その旨を本学会事務局に申出るものとする。ただし、納入済の会費についてはこれを返還しない。</p> <p>四 役員 (名称及び定数) 第9条 本学会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 運営委員長 1名 (3) 運営委員 8名程度 (4) 評議員 本学常勤の教授 (5) 監事 2名 (役員の資格) 第10条 会長は医学部長がその任にあたり、運営委員長は運営委員の中から互選し、会長が委嘱する。ただし、再任を妨げない。 2 任期は医学部長の本務の任期に従い、運営委員長もそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。 3 運営委員及び監事は評議員の中から選出し、会長が委嘱する。 4 運営委員の任期は運営委員長のそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。 5 運営委員は、原則として、一般教育1名、基礎系1名、社会医学系1名、臨床系4名(内科系2名、外科系2名)の割合で委嘱する。 6 機関雑誌の編集委員長は運営委員とする。</p> <p>五 評議員会 (評議員会とその職務) 第11条 本学会に評議員会を設ける。評議員会は教授会構成員をもって形成する。評議員会は運営委員の選出、会則の改廃、予算及び決算、及びその他の重要事項の承認を行う。</p> <p>六 運営委員会 (運営委員会とその職務) 第12条 本学会の運営のため運営委員会を設ける。 2 運営委員会は重要事項を審議し、運営委員長はその結果を会長に報告し、評議員会の承認を得る。 3 運営委員会は、本学会の学術集会を開催する。 4 運営委員会は、本学会の機関雑誌を発行する。</p>	<p>(会費) 第8条 会費に関する規程は別に定める。</p> <p>(会員資格の喪失) 第9条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。 (1) 退会したとき (2) 死亡したとき (3) 除名されたとき (会員の資格停止及び除名) 第10条 会員が次の各号のいずれかに該当するとき評議員会の議を経て東邦大学医学会長が会員の資格を停止もしくは除名する。 (1) 会費を2年以上滞納したとき (2) 本学会の趣旨に反する行為をなしたとき</p> <p>(退会) 第11条 本学会を退会しようとする者は、退会届を本学会事務局に提出するものとする。ただし、納入済の会費についてはこれを返還しない。</p> <p>四 役員 (名称及び定数) 第12条 本学会に次の役員を置く。 (1) 会長 1名 (2) 運営委員長 1名 (3) 運営委員 8名程度 (4) 評議員 本学常勤の教授 (5) 監事 2名 (役員の資格) 第13条 会長は医学部長がその任にあたり、運営委員長は運営委員の中から互選し、会長が委嘱する。ただし、再任を妨げない。 2 任期は医学部長の本務の任期に従い、運営委員長もそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。 3 運営委員及び監事は評議員の中から選出し、会長が委嘱する。 4 運営委員の任期は運営委員長のそれに準ずる。ただし、再任を妨げない。 5 運営委員は、原則として、一般教育1名、基礎系1名、社会医学系1名、臨床系4名(内科系2名、外科系2名)の割合で委嘱する。 6 機関雑誌の編集委員長は運営委員とする。</p> <p>五 評議員会 (評議員会とその職務) 第14条 本学会に評議員会を設ける。評議員会は教授会構成員をもって形成する。評議員会は運営委員の選出、会則の改廃、予算及び決算、及びその他の重要事項の承認を行う。</p> <p>六 運営委員会 (運営委員会とその職務) 第15条 本学会の運営のため運営委員会を設ける。 2 運営委員会は重要事項を審議し、運営委員長はその結果を会長に報告し、評議員会の承認を得る。 3 運営委員会は、本学会の学術集会を開催する。 4 運営委員会は、本学会の機関雑誌を発行する。</p>

改 正 前	改 正 後
<p>七 監事 (監事とその職務)</p> <p>第13条 本学会に監事を設ける。監事は業務監査及び会計監査を行い、その結果を会長、及び評議員会に報告する。</p> <p>八 会務及び会員の権利・義務 (学術集会)</p> <p>第14条 本学会は毎年例会を2回、総会を1回開催するものとする。また、分科会・講演会等を開催することができる。</p> <p>第15条 本学会で発表することができる者は、一般会員並びに名誉会員に限るものとする。ただし、運営委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(機関雑誌発行)</p> <p>第16条 別に定める編集委員会により、機関雑誌東邦医学会雑誌を発行し、会員には無料配布する。ただし、学外の会員には郵送料を課すものとする。</p> <p>第17条 東邦医学会雑誌に自己の業績を掲載することができる者は本学会会員に限るものとする。</p> <p>第18条 一般会員は毎年5月末日までに会費を前納するものとする。</p> <p>九 会 計 (経 費)</p> <p>第19条 本学会の経費は、会費、賛助費、医学部よりの補助金、原稿掲載料その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>(会計年度と報告)</p> <p>第20条 本学会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終るものとする。</p> <p>第21条 本学会は毎年収支決算報告書を作成のうえ、評議員会の承認を得て、会員に報告しなければならない。</p> <p>十 事務局の運営 (事務職員)</p> <p>第22条 本学会の事務局に事務局長及び必要な職員を置き、一般事務並びに編集業務に従事させる。</p> <p>十一 除名及び規則の変更 (除一名)</p> <p>第23条 会費の滞納、その他本学会の趣旨に反する行為をなした会員は、評議員会の議を経て除名されることがある。(新第10条へ移動)</p> <p>(規則の変更)</p> <p>第24条 本会則は評議員会の決議によらなければ改廃できない。</p> <p>附 則</p> <p>1 本会則は、昭和55年2月5日改正、同日より施行する。</p> <p>2 本会則に細則を設けることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、一部改正のうえ昭和56年2月24日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成8年4月10日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成19年4月1日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成21年1月1日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成23年1月1日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成25年3月1日から施行する。</p>	<p>七 監事 (監事とその職務)</p> <p>第16条 本学会に監事を設ける。監事は業務監査及び会計監査を行い、その結果を会長、及び評議員会に報告する。</p> <p>八 会務及び会員の権利・義務 (学術集会)</p> <p>第17条 本学会は毎年例会を2回、総会を1回開催するものとする。また、分科会・講演会等を開催することができる。</p> <p>第18条 本学会で発表することができる者は、一般会員並びに名誉会員に限るものとする。ただし、運営委員会が特に必要と認めた場合はこの限りではない。</p> <p>(機関雑誌発行)</p> <p>第19条 別に定める編集委員会により、機関雑誌東邦医学会雑誌を発行し、会員には無料配布する。</p> <p>第20条 東邦医学会雑誌に自己の業績を掲載することができる者は本学会会員に限るものとする。</p> <p>九 会 計 (経 費)</p> <p>第21条 本学会の経費は、会費、賛助費、医学部よりの補助金、原稿掲載料その他の収入をもってこれにあてる。</p> <p>(会計年度と報告)</p> <p>第22条 本学会の会計年度は4月1日にはじまり、翌年3月31日に終るものとする。</p> <p>第23条 本学会は毎年収支決算報告書を作成のうえ、評議員会の承認を得て、会員に報告しなければならない。</p> <p>十 事務局の運営 (事務職員)</p> <p>第24条 本学会の事務局に事務局長及び必要な職員を置き、一般事務並びに編集業務に従事させる。</p> <p>十一 規則の変更</p> <p>第25条 本会則の改廃は評議員会の議決による。</p> <p>附 則</p> <p>1 本会則は、昭和55年2月5日改正、同日より施行する。</p> <p>2 本会則に細則を設けることができる。</p> <p>附 則</p> <p>この会則は、一部改正のうえ昭和56年2月24日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成8年4月10日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成19年4月1日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成21年1月1日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成23年1月1日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成25年3月1日から施行する。 この会則は、一部改正のうえ平成25年11月1日から施行する。</p>

3. 東邦大学医学会 会員及び会費等細則（全文）

第1条 会員に関する規則は東邦大学医学会会則（以下、「会則」という。）「三 組織」に定めるもののほか、この細則による。
（会員区分と会費）

第2条 会員の区分は次のとおりとする。

- 1 一般会員（会則第6条（1））
 - (1) A 会員 東邦大学に勤務する職位シニア・レジデント以上の者
 - (2) B 会員 東邦大学に勤務する職位レジデント以下の者
 - (3) C 会員 東邦大学に勤務していない者
- 2 名誉会員（会則第6条（2））
- 3 賛助会員（会則第6条（3））

第3条 年間の会費額は次のとおりとする。

- 1 一般会員 7,000円。ただし、東邦大学に勤務する職位レジデント以下の者（B会員）は6,000円とする。
- 2 名誉会員 会費免除
- 3 賛助会員 100,000円

第4条 会費徴収方法は次のとおりとする。

- 1 一般会員
 - (1) A 会員 給与から天引き
 - (2) B 会員 振り込み又は持参又は職位レジデントで本人が希望する場合は給与から天引き
 - (3) C 会員 振り込み又は持参
- 2 名誉会員 会費免除のため不要
- 3 賛助会員 振り込み

（会費の納入）

第5条 一般会員と賛助会員は毎年6月末までに会費を納入するものとする。

（会費の滞納）

第6条 1年分の会費を滞納した場合には雑誌配布を一時停止する。会費を納入した場合でも、滞納期間中の雑誌は配布を受けられないことがある。

第7条 2年分の会費を滞納した場合には評議員会の議を経て東邦大学医学会長が会員の資格を停止させる、もしくは除名することができる。（会則第10条（1））

（細則の改廃）

第8条 本細則の改廃は評議員会の議決による。

附 則

この細則は平成25年11月1日から施行する。

東邦医学会例会・総会 開催予定

- 第 143 回例会 平成 26 年 2 月 12 日 (水), 13 日 (木), 14 日 (金) 各日 17:00~
第 144 回例会 平成 26 年 6 月 11 日 (水), 12 日 (木), 13 日 (金) 各日 17:00~
第 68 回総会 平成 26 年 11 月 12 日 (水), 13 日 (木), 14 日 (金) 各日 17:00~

上記詳細は開催 2 か月前の演題募集配布にてお知らせ致します。

※第 67 回東邦医学会総会 (平成 25 年 11 月開催) から, 6 月・11 月・2 月中旬の水・木・金 3 日間開催, 開始時間は 17:00 に変更されました。

お問い合わせ先:

東邦大学医学会

医学メディアセンター 2F

03-3762-4151 (ex. 2465) Fax. 03-3762-5077

igakukai@med.toho-u.ac.jp

<http://tms.med.toho-u.ac.jp>

Call for Papers

論文のご投稿をお待ちいたしております。

東邦医学会雑誌第 60 卷投稿論文査読者

原田 昌彦	Masahiko Harada	西脇 祐司	Yuji Nishiwaki
本間 栄	Sakae Homma	小川 武彦	Takehiko Ogawa
池上 博泰	Hiroyasu Ikegami	関口 昌之	Masayuki Sekiguchi
黒木 宣夫	Nobuo Kuroki	島田 英昭	Hideaki Shimada
前谷 容	Iruru Maetani	島田 長人	Nagato Shimada
盛田 俊介	Toshisuke Morita	白神 伸之	Nobuyuki Shiraga
長尾 二郎	Jiro Nagao	周郷 延雄	Nobuo Sugo
中川 晃一	Koichi Nakagawa	住野 泰清	Yasukiyo Sumino
中島 新	Arata Nakajima	龍野 一郎	Ichiro Tatsuno
中野 弘一	Koichi Nakano	坪井 康次	Koji Tsuboi
名取 一彦	Kazuhiko Natori	津熊 久幸	Hisayuki Tsukuma

(ABC 順, 敬称略)